

第8回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年5月5日（火）
午後2時から
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 国の緊急事態宣言について
- (2) 市主催イベント・行事等と市有施設の取扱いについて
- (3) 高松市立学校等の臨時休業期間の延長等について
- (4) 地域経済の再起動に向けた特別対策の拡充及び追加について
 - ① テナント賃料給付金（拡充）
 - ② 児童手当の上乗せ支給（追加）
- (5) その他各局からの周知事項

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症対策の今後の方針

議題（1）

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年5月1日）一部抜粋
（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

行動変容

- 新規感染者数が限定的となった地域は、再流行への対応体制を整えた上で、「徹底した行動変容の要請」を緩和し、「**新しい生活様式**」の普及・継続を図る。その上で、**再度、まん延が生じた場合は、「徹底した行動変容の要請」を講じる。**

【「徹底した行動変容の要請」を講じる場合でも以下を検討】

- **学校について、リスクを低減した上で、活動を再開し、学習の機会を保障していくことも重要。文科省において、有識者の意見も聴取した上で、感染リスクが高い活動や場면을整理し、その対応について早急に示すべき。**
- **公園の扱いについても検討していく必要。**

- 「**新しい生活様式**」では、以下のようなことが求められる。
 - 3密の回避、身体的距離の確保、基本的な感染防御策（マスクの着用、手指衛生等）
 - 各事業者が感染対策を講じる際の基本的考え方を次回専門家会議で示す予定。
それを踏まえ、各業界団体を中心に、業種別のガイドラインの策定について検討される必要。

クラスター対策

- クラスター対策が効率的に実施できるよう、以下に取り組む。
 - **保健所支援の徹底**
 - **ICT活用による接触トレーシングの早期実現**

医療体制

- 医療崩壊を防ぐために、以下を実施。
 - 医療機関ごとの機能分担、調整本部・協議会の設置、宿泊療養施設等の確保等の体制整備
 - 他の疾患の患者の治療への支障に留意しつつ、急激な感染者数増に対応できる体制整備
 - 都道府県毎の医療提供体制の整備状況の見える化
 - PCR等検査の実施体制の拡充

治療法等

- 一刻も早く、治療法・治療薬・ワクチン重症化を開発するよう努めることが求められる。
- 迅速診断キットの開発等による早期診断や治療法の開発により、重症化予防が期待される。

「**新しい生活様式**」
に切り替え

クラスター対策
の能力向上

キャパシティ
拡大

期間短縮

4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

(1) 感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
 - ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
 - ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域(以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。)であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。
- これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。
- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。
- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長し、令和2年5月7日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

議題（３）－１

高松市立学校の臨時休業期間の延長について

令和２年５月５日
高松市教育委員会

高松市教育委員会の対応

○ 市立小・中学校について

臨時休業期間を延長する

臨時休業期間：５月１１日（月）～５月２４日（日）とする。

※臨時休業期間中 部活動は自粛し、５月２５日（月）から再開する。

児童の健康保持の観点から、引き続き、市立小学校においては、平日の午後１時から４時の間、運動場を開放する。

○ 高松一高について

臨時休業期間を延長する

臨時休業期間等：県立学校に準じる

○ 臨時休業を延長する理由

全国を対象にした国の緊急事態宣言が継続されていることから、全面的な学校再開は困難である。

○ 休業期間中及び再開後の対応

今後、本県もしくは本市において新たな感染者が確認されなかった場合、その時点での全国の感染状況等も踏まえ、延長２週目である１８日（月）からの週において、希望者による臨時登校日を校長の判断で設定することを認め、２５日（月）からの学校再開に向けた準備としての取組を行う。

さらに、２５日（月）からの学校再開においても、登校する学年を限定するなど段階的に教育活動を開始していく。

議題（3）-2

令和2年5月5日
こども園運営課

保育施設等の登園自粛要請と市立幼稚園の臨時休園について

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、4月13日（月）から5月10日（日）までの期間、家庭で保育が可能な世帯は、保育施設等への登園を控えるよう要請している。

このような中、国において、緊急事態宣言の期間が、5月31日（日）まで延長されることが決定したことを受け、本市の保育施設等については、登園の自粛を要請する期間を、5月31日（日）まで、延長するとともに、市立幼稚園については、5月11日（月）から5月31日（日）までの期間、臨時休園とする。

○ 登園自粛要請

対象施設 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園

期 間 令和2年4月13日（月）から5月31日（日）まで

○ 臨時休業

対象施設 市立幼稚園

期 間 令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで

（5月10日（日）までは登園の自粛要請を継続）

1. 特別定額給付金

オンライン申請（５月５日午前８時３０分現在）	3, 8 1 0 件
------------------------	------------

オンライン申請受付：５月１日～８月２４日
郵送による申請受付：５月２５日～８月２４日


2. 新型コロナウイルス感染症関係融資

	3/2～4/30	5/1	合計
セーフティネット保証・認定件数	4 1 3 件	1 1 1 件	5 2 4 件
高松市緊急経営安定対策特別融資 あつせん件数	8 件	0 件	8 件

地域経済の再起動に向けた特別対策の拡充及び追加

【拡充】テナント賃料給付金の支給（産業振興課）

- (1) 概要
新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が縮小し、入居するテナント賃料の支払いが困難な事業者に対し、今後の経営維持等を支援するため、テナント賃料の一部について、給付金を給付する。
- (2) 対象事業者
 - ① 市内に本社等を有する中小企業等又は市内に住所を有する個人事業主
 - ② 国の持続化給付金の給付決定を受ける者（ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少ほか）



本年2～6月のいずれかひと月の売上が、前年同月比で30%以上減少している事業者
- (3) 支給対象テナント
対象事業者が賃貸借契約により、事業用として借り受けている県内に所在する建物の月額賃料
- (4) 支給額
申請月のテナント賃料月額のうち、1,000円未満の端数を切り捨てた額（10万円を上限）
（※テナント賃料には、共益費・管理費・敷金・礼金・駐車場代を含まない。）
- (5) 補正額 **10億1,000万円（10,000件程度を想定）**
- (6) スケジュール
5月臨時会での補正予算成立後、速やかに申請受付を開始し、5月末頃からの支給を目指す。
なお、申請受付は本年7月末までとする。

【追加】「子育て世帯への臨時特別給付金」の上乗せ支給（こども家庭課）

- (1) 概要
国の緊急経済対策に基づき、児童手当を受給する世帯に対して支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」（対象児童一人当たり1万円支給）に、市独自の支援として、対象児童一人当たり1万円を上乗せして支給する。
- (2) 対象児童
約5万4,000人
令和2年3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。（ただし、特例給付対象世帯は除く。）
- (3) 補正額 **5億4,000万円（上乗せ分のみ（市独自））**

地域経済の再起動に向けた特別対策の拡充及び追加

議題（４）

① 新型コロナウイルス感染症特別対策テナント賃料 給付金の支給 (産業振興課)

本年2～6月のいずれかひと月の売上が、前年同月比で30%以上減少している中小企業・個人事業主等に10万円を上限として、家賃相当額を給付

② 新型コロナウイルス感染症特別対策宿泊業応援 金の支給 (産業振興課)

特に大きな影響を受けている宿泊業者のうち、ホテル・旅館に30万円、簡易宿泊所に10万円を給付

③ 小規模事業者向け融資制度の融資対象者の要件 緩和、及び実質無利子・無担保化の実施 (産業振興課)

資金繰りが更に悪化している小規模事業者への支援として、実質無利子・無担保化で6年間融資

④ ひとり親家庭等への臨時特別給付金の支給 (こども家庭課)

ひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯を対象に一世帯当たり2万円の給付金を支給

⑤ 「子育て世帯への臨時特別給付金」の上乗せ支給 (こども家庭課)

国の「子育て世帯への臨時特別給付金」(対象児童一人当たり1万円)に、本市独自の支援として、一人当たり1万円を上乗せして支給

6. 住宅を失った方に対する市営住宅の提供 (市営住宅課)

解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方に、原則6か月以内で、最長2年間、市営住宅を提供

7. 特別定額給付金の給付

オンライン申請: 受付期間 5/1～8/24、給付開始 5/11～

郵送申請: 申請書発送 5/22(予定)、受付期間 5/25～8/24(予定)
給付開始 5/29～(予定)

8. 公租公課等の猶予や減免措置 (納税課、国保・高齢者医療課、介護保険課)

市税や国保料などの支払いについて、一定の条件の下、猶予措置や減免措置の実施